

様式第1号（第3条関係）

審査基準整理票

処 分 名	工事に係る設計審査及び工事検査		
根 拠 法 令 名	大津市水道事業給水条例（昭和33年条例第16号）	（条項）	第14条第3項
基 準 法 令 名		（条項）	
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 装置・検査グループ		
標 準 処 理 期 間	20 日	法 定 処 理 期 間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 給水装置工事施行基準 ・内容 <input type="checkbox"/> 全部記載 <input checked="" type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
<p>工事に係る設計審査及び工事検査に係る審査基準は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準及び同条第2項の規定に基づき定められた給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に定める基準並びに給水装置工事施行基準に適合していることを基準とする。</p> <p>なお、上記省令及び給水装置工事施行基準は、担当課において備え置くと共に大津市ホームページに掲載する。</p>			

参 考

【根拠法令等】

大津市水道事業給水条例

(工事の施行)

第 14 条 1～2 略

3 指定給水装置工事事業者は、工事(給水条例第 21 条第 1 項の規定に基づく水道使用者等の請求により行う修繕を除く。)を施行する場合は、あらかじめ市の設計審査(工事に使用する材料(以下「工事材料」という。)の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に市の工事検査を受けなければならない。

4～5 略

水道法施行令

(給水装置の構造及び材質の基準)

第 6 条 法第 16 条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
 - (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
 - (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
 - (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
 - (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
 - (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
 - (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令(浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令)で定める。

3～4 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。